

令和 7 年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度胎内市の簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
水質検査業務委託料	令和 8 年度	3,300
保安待機業務委託料	令和 8 年度	3,022
量水器取替業務委託料	令和 8 年度	837
開閉栓業務委託料	令和 8 年度	582

令和 7 年 12 月 4 日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦